

河内長野市第6次総合計画及び河内長野市第3期 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書

1 業務の名称

河内長野市第6次総合計画及び河内長野市第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

2 業務の目的など

河内長野市第5次総合計画及び河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「現行計画等」という。）の計画期間が令和7年度に満了することから、令和8年度を初年度とする第6次総合計画（以下、「新計画」という。）及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第3期戦略」という。）を策定する。

新計画及び第3期戦略の策定を円滑に行うため、令和5年度に実施した基礎調査等の結果を踏まえ、令和6年度及び令和7年度において、市民（こどもを含む）の意見聴取や現行計画及び第2期戦略の評価・総括、新計画等の策定に係る総合計画審議会の運営、基本構想（案）の作成、基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の作成等に係る支援を委託することを目的とする。

3 新計画等策定の趣旨等

【趣旨】

本市では、昭和50年前後を中心に開発団地が数多く整備され、同世代の転入による急激な人口増加を経験したが、現在では、こども世代の世帯分離による人口減少と親世代の高齢化が、本市における人口減少・少子高齢化が急激に進む要因の一つにもなっている。

一方で、これらの開発団地では、世帯分離がほぼ終了し、人口減少（死亡）に伴って発生する空き家に、若者世帯の入居がうかがえ、令和5年度に実施した基礎調査の結果では、0～14歳児の人口が転入超過となっている。これらの新たな動きは、今後の本市における非常に重要なターニングポイントとなることが推測される。

このターニングポイントを好機と捉えて存分に活用し、持続可能なまちづくりを進めるための指針として、新たに新計画等を策定する。

【視点】

新計画は次の4つの項目をもとに策定する。

- ① ターニングポイントを起点に市が主体的にまちづくりを進める計画
- ② 地域ブランディングと一体的に進める計画
- ③ 次代を担う職員が参画する計画
- ④ 密度の高い議論に基づいた計画

第3期戦略は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、新計画との整合を図る。

3 新計画等の構成及び期間等

- ・新計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の3つの計画で構成する。

「基本構想」：市民・関係団体・事業者・行政などすべての主体が共有する本市の将来都市像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりの指針となるもの。

「基本計画」：基本構想を実現するための手段・方法として、まちづくりの分野ごとに施策の体系を示すもの。

「実施計画」：基本計画に基づき施策及び事業の実施内容や期間を具体的に示すもの。

- ・各計画の期間は、「基本構想」を10年間（令和8年度から17年度まで）、「基本計画」を前期5年間（令和8年度から12年度まで）と後期5年間（令和13年度から17年度まで）、「実施計画」を3年間（第1期：令和8年度から10年度まで、3年を1期として策定し1年ごとに見直しを行う）とする。

- ・第3期戦略は、5年間（令和8年度から12年度まで）とする。

4 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）までとする。

5 業務内容

（1）データ等の整理・分析に関すること

①本市の現況についての整理及び特性の分析

・人口、産業、財政、土地利用状況等、これまでの経過を含めた、本市の現状の調査・整理及び特性の分析。

・類似団体等との比較・分析等による本市の強み・弱みの整理及び特性の分析

②関係上位計画等との整理・分析

・本市の各分野における関連計画、国・府等が策定している計画等を踏まえた、本市への影響の整理・分析。

③人口推計

・本市の人口の分析及び将来推計。

④基礎調査等結果の分析等

・令和5年度に実施した基礎調査（人口動態及び空き家の把握・分析、社会環境の変化や時代潮流の動向等の整理・分析等）結果の分析・活用、新計画への反映等。

（2）現行計画等の総括に関すること

・庁内ヒアリングシートの作成、資料作成等庁内ヒアリング支援、結果の整理・分析など、現行計画等の総括に向けた支援。

- ・新計画及び第3期戦略の策定に向けた反映方法の整理。

(3) 市民・こどもの意見聴取に関すること

- ・令和5年度に市民 2,000 人を対象に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、さらに意見聴取が必要な対象や項目等の整理・分析、意見聴取方法の検討。
- ・市民を対象としたSNS等オンラインによるアンケート（回答のためのシステムは本市のものを使用可能）の実施。アンケート調査の企画設計、調査結果の集計・分析、調査報告書の作成。
- ・市民を対象としたワークショップ等対面による意見聴取の実施。ワークショップの企画提案、運営（資料作成、当日の準備・進行・意見集約・記録等）、ワークショップ実施後に課題等の分析・報告書の作成。
- ・こどもについては、小学生（高学年）及び中学生を対象に紙ベースでのアンケート（1400 件程度）を実施。その他、こどもの意見が活かされる手法により、意見聴取を行い、結果の集計・分析、結果報告書の作成、計画への反映。

(4) 職員の参画に関すること

- ・幅広く様々な職階の職員が主体的に参加し、多くの職員の意見が計画策定に活かされ、計画策定が自分事と感じられるような参画手法により、職員の意見聴取を行い、結果の集計・分析、結果報告書の作成、計画への反映。

(5) 新計画等策定委員会等（庁内組織）の運営支援に関すること

- ・庁内策定組織である策定委員会（特別職及び部長級職員）、策定部会（副理事級及び課長級職員）、作業部会（課長補佐級以下職員）等の会議運営支援（資料作成、記録、結果分析など）。
- ・令和6年度：策定委員会5回、策定部会5回、作業部会9回（3部会×3回）、令和7年度：策定委員会3回、策定部会3回、作業部会6回（3部会×2回）、程度を想定。

(6) 総合計画審議会の運営支援に関すること

- ・会議の運営企画、開催日時の調整、資料作成、記録、会議録作成、整理・分析等、総合計画審議会の運営支援。
- ・令和6年度：全体会3回、正副部会長会3回、部会9回（3部会×3回）程度を想定。

(7) 基本構想（案）及び基本計画（案）、第3期戦略（案）の作成支援に関すること

- ・市民等意見聴取や基礎調査等の結果を踏まえた課題の総括と方向性の整理。
- ・調査等結果、各会議体における検討結果等に基づく、基本構想（案）及び基本計画（案）、第3期戦略（案）の作成支援。
- ・パブリックコメント実施支援（資料作成、意見集約・整理、対応案の検討等）。
- ・基本構想（案）及び基本計画（案）、第3期戦略（案）の内容を、市民等にわかり

やすく伝えるための概要版（案）の作成支援。

(8) 計画書の版下原稿作成

- ・新計画及び第3期戦略案、その他資料等の整理。新計画及び第3期戦略の印刷用原稿データ（本編及び概要版）の作成支援。
- ・本編：A5版、フルカラー、150ページ程度。概要版：A4版、フルカラー、20ページ程度。

6 成果品

本業務に係る成果品の電子データを提出すること。主な成果品は次のとおりとする。

(1) 基礎調査等に関すること

- ・報告書

(2) 現行計画等の総括に関すること

- ・報告書

(3) 市民・こどもの意見聴取に関すること

- ・報告書

(4) 職員の参画に関すること

- ・報告書

(5) 新計画等策定委員会等（庁内組織）の運営支援に関すること

- ・会議資料
- ・会議議事録（要約）

(6) 総合計画審議会の運営支援に関すること

- ・会議資料
- ・会議議事録

(7) 基本構想（案）及び基本計画（案）、第3期戦略（案）の作成支援に関すること

- ・基本構想（案）及び基本計画（案）、第3期戦略（案）
- ・新計画及び第3期戦略の市民向け概要版（案）

(8) 計画書の版下原稿作成

- ・新計画及び第3期戦略冊子の印刷用データ
- ・(1) から (4) 及び (6) は、令和6年度末までに、業務を完了すること。
- ・(5) 及び (7) の業務のうち、令和6年度に実施したものは令和6年度末までに、それ以外のものは令和7年度末までに、業務を完了すること。
- ・(8) は、令和7年度末までに、業務を完了すること。
- ・なお、成果品は、都度、市と協議のうえ、期限までに作成・提出すること。